新旧対照表

浦安都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則(平成20年規則第57号)の一部改正

後

(下線の部分が改正部分)

(清算金の分割徴収の利率)

改

第7条 条例第17条第4項に規定する規則で定める率は、土地区画整理法(昭和29年法律第109号。以下「法」という。)第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条に規定する財政融資資金をいう。)の貸付の利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が同日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)とする。

Æ

(1)~(3) 省略

附則

この規則は公布の日から施行する。

(清算金の分割徴収の利率)

改

第7条 条例第17条第4項に規定する規則で定める率は、土地区画整理法(昭和29年法律第109号。以下「法」という。)第103条第4項の規定による公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条に規定する財政融資資金をいう。)の貸付の利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント)とする。

Æ

前

(1)~(3) 同 左